

2024年3月1日

各位

愛媛銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

当行(頭取 西川 義教)は、政府・産業界・金融業界が一丸となり推進しております「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の取組みを実施いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 取組内容

当座預金の新規口座開設を停止いたします

※実施日以降は、「普通預金」または「決済用普通預金」の開設を承ります

※既に当座預金口座をお持ちのお客さまにつきましては、引き続きご利用いただけます

2. 実施日

2024年4月1日(月)

3. 代替決済手段について

・「普通預金」や「決済用普通預金」のご利用

・電子決済手段への移行

(電子記録債権「でんさい」、インターネットバンキングからの振込) など

詳しくは当行窓口にご相談ください

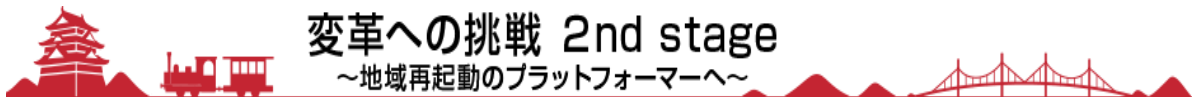
4. 備考

手形・小切手の電子化には、支払・受取双方にとって、紙資源削減等による持続可能な環境社会の実現や事務負担削減及び印紙代・郵送料のコスト削減などのメリットがございます

<ご参考:「手形・小切手の全面的な電子化」に関する政府等のこれまでの取組み>

2021年6月	政府が「成長戦略実行計画」を閣議決定 ・ 2026年の約束手形の利用廃止に向けた取組推進 ・ 小切手の全面的な電子化
2021年7月 (2023年11月改定)	全国銀行協会が「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定 ・ 2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロとする目標

以上



【お問い合わせ先】 愛媛銀行 企画広報部 TEL 089(933)1111

愛媛銀行